



石屋製菓株式会社と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 120001 号)

石屋製菓株式会社 と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

石屋製菓株式会社は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成 29 年 9 月 14 日
(当初締結日：平成 24 年 5 月 9 日)

石屋製菓株式会社
代表取締役社長

石水 創

札幌市
市 長

秋元 克広

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 「安全・安心な商品を、一番に」という合言葉のもと、衛生管理水準の維持・向上を図るため、主要製造施設について HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を実施しています。
- お客様からのご指摘・ご意見を、製造現場等の改善に生かすと共に、社外委員も含めたコンプライアンス委員会に報告し、その内容について評価を受けています。